



# 鳥取県公報

平成 23 年 11 月 25 日(金)  
第 8 3 4 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	河川法による船舶の除却及び保管 (691) (東部総合事務所県土整備局) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業所の廃止 (692) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業所の廃止 (693) (〃) . . . . . 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (694) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任 (695) (西部総合事務所農林局) . . . . . 4
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (20) (文化財課) . . . . . 5
	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 (21) (〃) . . . . . 6
	鳥取県指定史跡の指定 (22) (〃) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第691号

平成23年鳥取県告示第567号（河川区域内の船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月25日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 保管した船舶の数量 13隻
- 2 保管した船舶の放置されていた場所

二級河川蒲生川水系蒲生川

船舶番号	船名	放置されていた場所
272-17492	不明	岩美郡岩美町大字岩本634-2
272-12522	不明	岩美郡岩美町大字岩本634-2
272-18984	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
272-8012	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
272-12351	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
不明	不明	岩美郡岩美町大字岩本275
272-13707	不明	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-12452	原田丸	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-11158	不明	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-724	不明	岩美郡岩美町大字岩本267-1
272-995	不明	岩美郡岩美町大字岩本267-1
不明	隆昇丸	岩美郡岩美町大字岩本265-1
272-10576	不明	岩美郡岩美町大字岩本265-1

- 3 保管した船舶を除却した日時 平成23年11月8日（火）午後5時
- 4 保管を開始した日時 平成23年11月8日（火）午後5時30分
- 5 保管の場所

岩美郡岩美町大字大谷2182-470地先（網代漁港の新港の野積場）

- 6 引取方法

(1) 引取期間及び時間

平成23年11月25日（金）から平成24年5月10日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、平成24年2月10日（金）までに船舶の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県土整備局維持管理課

電話0857-20-3605

(3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書（船舶の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下

「所有者等」という。)であることを証明できる書類)

イ 印鑑

#### 7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

#### 鳥取県告示第692号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月25日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	居宅療養管理指導	平成19年4月16日

#### 鳥取県告示第693号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月25日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	医療法人社団諏訪部歯科診療所	東伯郡北栄町弓原293-2	介護予防居宅療養管理指導	平成19年4月16日

#### 鳥取県告示第694号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月25日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
特定非営利活動法人いんくるサポート	西伯郡伯耆町福岡2100-1	ヘルパーステーションいんくる	米子市両三柳2300-1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成23年11月1日

## 鳥取県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年11月25日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 生 田 伸 一 米子市淀江町今津256-1  
 // 亀 山 康 夫 米子市淀江町淀江907  
 // 林 原 義 男 米子市淀江町淀江725  
 // 石 倉 俊 男 米子市淀江町淀江836-2  
 // 生 田 仁 米子市淀江町淀江539-3  
 // 堀 口 俊 逸 米子市淀江町淀江636  
 // 安 藤 浩 米子市淀江町淀江255  
 // 吹 野 文 彦 米子市淀江町西原512  
 // 関 本 攻 米子市淀江町西原580  
 // 座 山 豊 米子市淀江町西原685  
 // 竹 本 正 敬 米子市淀江町福岡322  
 // 渡 邊 柁 城 米子市淀江町福岡1040  
 // 野 津 道 通 米子市淀江町稲吉118  
 // 山 根 哲 朗 米子市淀江町稲吉88  
 // 森 田 一 男 米子市淀江町高井谷29  
 // 森 田 芳 彦 米子市淀江町富繁103  
 // 森 田 泰 夫 米子市淀江町中西尾254  
 // 藤 本 昌 弘 米子市淀江町西尾原139  
 // 山 根 友 義 米子市淀江町富繁216  
 // 田 中 悦 夫 米子市淀江町平岡18  
 監 事 野 島 啓 次 米子市淀江町淀江474-5  
 // 後 藤 秀 雄 米子市淀江町西原688  
 // 森 田 貞 夫 米子市淀江町高井谷43-1

平成23年10月19日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 生 田 治 美 米子市淀江町淀江967-1

〃	亀 山 康 夫	米子市淀江町淀江907
〃	森 田 弘 志	米子市淀江町淀江729
〃	田 中 正 夫	米子市淀江町淀江798
〃	吹 野 新	米子市淀江町淀江797- 1
〃	武 田 光 央	米子市淀江町淀江649
〃	安 藤 浩	米子市淀江町淀江255
〃	吹 野 文 彦	米子市淀江町西原512
〃	関 本 攻	米子市淀江町西原580
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	山 根 正 幸	米子市淀江町福岡235
〃	渡 邊 柁 城	米子市淀江町福岡1040
〃	野 津 道 通	米子市淀江町稲吉118
〃	山 根 哲 朗	米子市淀江町稲吉88
〃	森 田 一 男	米子市淀江町高井谷29
〃	森 田 鴻 吉	米子市淀江町中西尾225
〃	前森田 徳 茂	米子市淀江町中西尾121
〃	田 中 悦 夫	米子市淀江町平岡18
〃	藤 本 昌 弘	米子市淀江町西尾原139
〃	柿 原 力 男	米子市淀江町富繁 9
監 事	野 島 啓 次	米子市淀江町淀江474- 5
〃	田 原 寛 美	米子市淀江町西原731
〃	森 田 貞 夫	米子市淀江町高井谷43- 1

平成23年10月20日就任 任期 4年

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第20号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年11月25日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

#### 建造物の部

名称	員数	所在の場所
南門脇家住宅		西伯郡大山町所子361、362- 3、363- 1
主屋	1棟	
奥座敷	1棟	
裏座敷（2階の内装を除く。）	1棟	
茶室	1棟	
夜具蔵	1棟	
新蔵	1棟	
米蔵	1棟	
味噌蔵	1棟	

所帯蔵	1棟	
北座敷	1棟	
門長屋	1棟	
庭門	1棟	
附 大工小屋	1棟	
北納屋	1棟	
隅納屋	1棟	
南塀	1棟	
西塀	1棟	
家相図（江戸後期、安政7年、 明治39年）	3枚	
普請帳（明治36年）	1冊	
土地（中門、中塀、井戸、洗い場及び 石橋を含む。）	2,100平方メートル	

#### 鳥取県教育委員会告示第21号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択をしたので、告示する。

平成23年11月25日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

#### 風俗習慣の部

名称	所在地
弓浜半島のトンド	米子市、境港市、南部町及び伯耆町

#### 鳥取県教育委員会告示第22号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定史跡の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成23年11月25日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

#### 墳墓の部

名称	所在地
新井三嶋谷墳丘墓	岩美郡岩美町大字新井三嶋谷419-2 岩美郡岩美町大字新井字長道路418-1